

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新発田市長 二階堂 馨

|                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 新発田市<br>(154206)              |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 松浦地区⑩<br>( 大崎、六日町、八幡、八幡新田 )   |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年3月8日、11月15日<br>(第1回)(第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

|   |
|---|
| <p><b>【大崎・六日町・八幡新田】</b><br/>                 農業者の高齢化により担い手が不足し、10年後の見通しが不明な状況である。六日町集落はエリア内で唯一の法人があり今後の受け手として期待されているものの、その他の農業者は高齢化しており後継者も未定である。大崎集落では70歳以上の農業者は1戸で、現在は中心経営体となっているが、後継者未定のため新たな受け手が必要。八幡新田集落も半数以上が70歳以上で後継者も未定である。</p> <p><b>【八幡】</b><br/>                 稲作を中心とした経営基盤確立後は試行を踏まえ、育苗ハウス等を活用し、オクラや菜類などの園芸品目の導入や育苗ハウスの有効利用等、水稲単作から複合営農化に向けて検討を重ねる。また、複合営農化に向けて、女性や高齢者の参画を得て取り組む。</p> <p><b>【主な作物】</b>水稲、大豆</p> |
|---|

### (2) 地域における農業の将来の在り方

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・現耕作者が経営規模を拡大し、地域の農地を引き受けていく</li> <li>・複数集落で広域営農法人化(法人等の合併を含む)、協力体制を検討していく</li> <li>・隣接地域からの入作者に耕作を依頼する</li> </ul> |
|---|

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 166.75 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 166.75 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | - ha      |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|  |
|--|
| 農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。 |
|--|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針   |
| 地域内の「農業を担う者リスト」掲載者の今後の経営意向(規模拡大・縮小)に沿った調整を進め、農地の集積・集約化を図る。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針   |
| 【大崎・六日町・八幡新田】<br>農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。  |
| (3)基盤整備事業への取組方針  |
| ・太斉地区(上荒町、太斉、久保、佐々川、八幡新田)、小坂地区(小友、浦新田、浦、小坂、赤橋)は、既に基盤整備済であり、法人等の担い手を中心とした営農が図られている。<br>・松岡、八幡をはじめとした松浦地区及び荒川地区は、基盤整備実施中であり、区画整理工事が行われている。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針   |
| 効率的かつ安定的な農業経営を行う多様な経営体の確保・育成のため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及び各種支援制度を活用するとともに新潟県農業経営・就農支援センター、北新潟農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。                      |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 農業機械の共同化や作業委託について、今後検討していく。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |                                      |   |                                 |                               |
|---|--------------------------------------|---|---------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出    | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨六次産業化 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害対策(猿対策)、スマート農業(ドローン等の導入による農作業の負担軽減や効率化)  
農業用施設の集約化